

## **[事案 27-123] 損害賠償請求**

・平成 28 年 1 月 19 日 和解成立

### **<事案の概要>**

税制適格特約の付加および年金受取人の変更に際し、贈与税の課税に関する正しい説明がなされなかったことなどを理由に、贈与税相当額の支払いを求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

以下の理由により、贈与税相当額を支払ってほしい。

- (1)平成 2 年 2 月に契約した個人年金保険について、平成 3 年、募集人から、贈与税がかかっても僅かなので、個人年金保険料税制適格特約を付加した方がよいと勧められ、年金受取人を配偶者に変更したが、年金受給権の評価額に対して贈与税が課税されることが説明されていなかった。
- (2)保険会社は、名義変更後も贈与税に関する正しい説明をしなかった。

### **<保険会社の主張>**

担当者は、税務の取扱いについて、契約者に対し必要な情報提供を行っており、申立人の請求に応じることはできない。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、担当者の説明内容に不十分な点があったかどうかなど手続時の状況を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。ただし、担当者は既に死亡しており、事情聴取はできなかった。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、保険会社が契約者に交付した資料により、契約者と年金受取人が異なる場合には贈与税がかかると説明されていたことが認められるものの、募集人が口頭で誤説明を行った可能性も否定できないことから、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、業務規程第 34 条 1 項にもとづき、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。